

## 那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募について

那覇市では、那覇市保健所施設内清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、自販機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長 知 念 覚

### 1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

那覇市保健所施設内の 1 階に設置する清涼飲料自動販売機について以下のとおり募集し、入札を行う。

一般自動販売機（ユニバーサルデザインのもの） 1 台

(2) 契約の名称

那覇市保健所施設内自動販売機設置賃貸借

(3) 入札に付する物件

①所在地：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

②貸付面積：一般自動販売機 1.32 m<sup>2</sup>

(4) 契約期間

2023(令和 5)年 12 月 1 日から 2028(令和 10)年 11 月 30 日まで。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人

(2) 法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。

(5) 過去 5 年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。

(6) 「那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募要領」に定める条件及び法令等を遵守し、「設置事業者（借受者）自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

- (7) 過去2年間に官公庁の施設で自動販売機設置維持管理の実績が2件以上あること。
- (8) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

### 3 契約事項を示す場所

那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所1階  
那覇市保健所 保健総務課 保健総務グループ

### 4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和5年11月16日（月）午後3時より
- (2) 場 所：那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所2階 2階会議室A

### 5 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。（那覇市契約規則第8条第1項第3号）（上記2.（7）で参加資格としている。）

### 6 最低貸付賃料は、以下のとおりです。

一般自動販売機 57,250円  
※落札価格は最低貸付賃料以上の最高入札価格とします。

### 7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

### 8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

### 9 入札実施要領の交付に関する事項

- (1) 「那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募要領」の交付及び入札参加申込受付は、那覇市保健所保健総務課で行います。（公募要領、各種様式は那覇市ホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 入札参加申込受付期間は、令和5年10月16日（月）から令和5年10月24日（火）まで。（郵送等による受付不可）

### 10 その他

- (1) 落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
- (2) その他詳細については、「那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募要領（制限付一般競争入札）」によります。

### 【お問い合わせ先】

那覇市保健所 保健総務課 保健総務グループ  
電話：（直通）098-853-7964（内線6002） 担当 泉

